

## 静岡県青少年育成会議後援取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県青少年育成会議（以下、「本会議」という。）の後援名義使用の承認について、必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 この要領において、後援は、協賛、協力及びこれに類するものを含むこととし、名義は、すべて静岡県青少年育成会議後援とする。

(主催者の承認基準)

第3条 本会議の後援名義使用の承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 公益社団法人、公益財団法人又は特別の法律に基づき設立された公益的性格を有する法人
  - (3) 本会議正会員団体又は賛助会員団体
  - (4) 新聞、ラジオ、テレビその他報道機関
  - (5) 前各号に掲げる以外の団体で、その存在及び基礎が明確で、事業遂行能力が十分有ると認められ、かつ、その事業が第4条の各号に該当し、適当であると認められるもの
- 2 前項の規定に関わらず、「静岡県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」の3の(1)、(2)、(3)、(6)及び(7)に定義されるものには、本会議の後援名義の使用を承認しない。

(事業の承認基準)

第4条 本会議の後援名義使用の承認の対象となる事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の目的が、青少年健全育成の推進に寄与するものと認められること。
- (2) 公益性を有するものであって、特定の流派や系列に偏せず、主催者の構成員の親睦を目的とするものでないこと。
- (3) 実施時期、場所、方法等が適切であること。
- (4) 事業の範囲が全県にわたり、県内で開催されるものであること。ただし、本会議が青少年健全育成推進の上で特に必要と認めるものについてはこの限りでない。
- (5) 収益事業に類するものでなく、かつ、入場料等が適切であること。ただし、青少年を対象とする事業にあっては、無料又は実費程度の料金を原則とすること。
- (6) 特定の宗教活動又は政治活動を内容としていないこと。
- (7) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。

(承認の手續)

第5条 本会議の後援名義使用の承認を受けようとするものは、あらかじめ様式第1号により申請を行うこと。ただし、様式第1号の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

- 2 前項に規定する申請があった場合は、第3条及び第4条に掲げる承認基準について様式第2号により審査の上、承認をする場合は様式第3号により申請者に通知する。ただし、様式第3号の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。
- 3 本会議の後援名義使用の承認にあたっては、事務局長決裁とする。ただし、例年、後援をしている事業（以下「例年後援事業」という。）については、事務局次長決裁とする。

(変更の届出)

第6条 本会議の後援名義使用の承認を受けた団体は、当該承認を受けた事項に変更が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 本会議は、本会議の後援名義使用の承認を受けた団体が、次のいずれかに該当すると認められた場合には、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により後援の承認を受けたと認められた場合
- (2) 第6条に規定する変更の届出をしなかったと認められた場合
- (3) その他不適当な行為があったと認められた場合

(事業報告)

第8条 本会議の後援名義使用の承認を受けた団体は、事業終了後速やかに様式第4号により事業実施報告書を提出しなければならない。ただし、様式第4号の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

(例年後援事業の扱い)

第9条 この要領において「例年後援事業」とは、本会議が後援し、特段の問題がなく、翌年度も主催者、事業内容等の変更がなく引き続き後援しようとする事業のことをいう。

- 2 例年後援事業であっても、主催者、事業内容等を変更した場合は、新規事業扱いとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前のそれぞれの要領の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの要領の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前のそれぞれの要領の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。